

広島県告示第四百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、三原市小坂町の区域内の耕地部に係る字の区域を廃止する旨、三原市長から届出があつた。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山